

名瀬労働基準監督署からのお知らせ

令和2年度労働保険料等の申告・納付期限が令和2年8月31日まで延長

労基署
だより

第154号
R2.5.15

《申告期限》

従来	延長後
令和2年6月1日 ～同年7月10日	令和2年6月1日 <u>～同年8月31日</u>

《納期限》

	従来	延長後
全期・第1期	令和2年7月10日	<u>令和2年8月31日</u>
	個別事業場	事務組合
第2期	令和2年11月2日	令和2年11月16日
第3期	令和3年2月1日	令和3年2月15日

猶予（特例）の概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、事業に係る収入に相当の減少があった事業主の方にあつては、申請により、労働保険料等の納付を、1年間猶予することができます。
- この納付猶予の特例が適用されると、担保の提供は不要となり、延滞金もかかりません。

猶予対象となる労働保険料等

令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する労働保険料等が対象となります。

申請方法

- 納期限までに申請してください（※3）（※4）。
 - ※3 令和2年2月1日から令和2年6月30日までの間に納期限が到来している労働保険料等については、令和2年6月30日までに申請していただければ、納期限までに申請した場合と同じ取り扱いとします。
 - ※4 全期・第1期分については、延長後の令和2年8月31日までに申請をお願いいたします。
- 所管の都道府県労働局に「労働保険料等納付の猶予申請書（特例）」等（※5）を提出してください。（郵送又は電子申請でも受け付けております。（電子申請の場合、年度更新の申告等の添付書類として申請いただくこととなります。））
 - ※5 根拠となる書類の準備が難しい場合は、職員が聞き取りによりお伺いします。
 - ・ 同一の労働保険適用事業において、国税、地方税又は厚生年金保険料等の納付猶予の特例が許可された場合は、当該猶予許可通知書及び当該猶予申請書の写しを添付いただくことで、申請書の記載の一部が省略できる場合があります。

毎年実施していた「年度更新集合受付」並びに「全国安全週間準備説明会」については、新型コロナウイルス感染の拡散が懸念されるため、「3密」を回避する観点から、本年度の開催を見送ることとしました。期限内の申告書の提出をお願いします。また、管内において労災死亡事故が発生しました。コロナ感染防止対策と同様に、作業における安全対策の徹底をお願いします。

コロナ感染に関するQ&A（鹿児島労働局HP <https://jsite.mhlw.go.jp/kagoshimaroudoukyoku/>）
企業向け・ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html
労働者向け・ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00018.html

労働基準関係法令各種様式集
(https://jsite.mhlw.go.jp/kagoshimaroudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/hourei_youshikishu.html)

鹿児島県の最低賃金
1時間 **790**円

名瀬労働基準監督署
TEL 0997-52-0574
FAX 0997-52-6869